B　①エイセブプラス株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1318号　④エイセブプラス株式会社　愛知県名古屋市千種区仲田二丁目14番16号　代表取締役　木戸厚志　⑤本店　愛知県名古屋市千種区仲田二丁目14番16号　⑥平成23年５月13日　⑧平成24年２月８日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市千種区仲田二丁目14番16号　エイセブプラス株式会社　代表取締役　木戸厚志

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年２月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①大空観光　②第３種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第３―238号　④川口晶代　西牟婁郡白浜町2927番1840　⑤本社営業所　西牟婁郡白浜町1947―２　⑥平成12年７月11日　⑦平成24年１月11日　⑧60万円　⑨300万円

A　①上信観光バス株式会社　②第２種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第２―25号　④株式会社上信観光バス（合併前、上信観光バス株式会社）　高崎市芝塚町2033番地１　代表取締役　新井明夫　⑤本社営業所　高崎市芝塚町2033番地１　⑥昭和53年５月１日　⑦平成23年12月26日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社キノシタ（ヴォイスツーリスト）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―692号　④株式会社キノシタ　田川郡川崎町大字田原547番地の１　代表取締役　川本直樹　⑤本社営業所　田川郡川崎町大字田原547番地の１　⑥平成20年６月13日　⑦平成23年10月31日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社西日本ツーリスト　②第２種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第２―117号　④株式会社西日本ツーリスト　岡山市南区福成２―９―１　代表取締役　宮崎幸男　⑤本社営業所　岡山市南区福成２―９―１　⑥昭和52年２月16日　⑦平成23年５月20日　⑧220万円　⑨8,807,480円

A　①株式会社たびプラザ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5123号　④株式会社たびプラザ　東京都大田区西糀谷四丁目29番３号　代表取締役　伊藤繁美　⑤本社営業所　東京都大田区西糀谷四丁目29番３号　⑥平成14年３月26日　⑦平成23年８月17日　⑧60万円　⑨398,810円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①株式会社サークルトリップ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―721号　④株式会社サークルトリップ　福岡市博多区博多駅前四丁目22番25―312号　代表取締役　徳永隆　⑤本社営業所　福岡市博多区博多駅前四丁目22番25―312号　⑥平成22年２月９日　⑦平成23年３月20日　⑧60万円　⑨1,619,865円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 24 年２月 21 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23不保1191	株式会社技建	北海道知事渡島(3)959	代表取締役 川崎毅	北海道亀田郡七飯町大中山２―15―19	1000万円
平23不保1192	東北マンションセンター	宮城県知事(1)5439	平塚勝則	宮城県仙台市宮城野区萩野町３―７―４	〃
平23不保1193	株式会社アサヒ企画不動産部	福島県知事(6)20366	代表取締役 宮薗恒秋	福島県郡山市桑野１―５―17	〃
平23不保1194	有限会社マギ	千葉県知事(2)15104	代表取締役 荒蒔由希子	千葉県松戸市上本郷410	〃
平23不保1195	株式会社ハウジングムック	千葉県知事(1)15771	代表取締役 伊藤みつ子	千葉県富津市湊773	〃
平23不保1196	株式会社大成ハウジング	東京都知事(12)18099	代表取締役 熊谷成人	東京都八王子市千人町２―15―17	〃
平23不保1197	株式会社タンタンマンション館	東京都知事(12)18545	代表取締役 川上勝晤	東京都新宿区高田馬場４―２―31	〃
平23不保1198	株式会社ジェー・アールシー	東京都知事(8)42365	代表取締役 中山孝司	東京都渋谷区富ヶ谷１―９―15	〃
平23不保1199	美喜エステート株式会社	東京都知事(7)47128	代表取締役 新井明美	東京都渋谷区道玄坂１―18―８	〃
平23不保1200	株式会社ディパー	東京都知事(6)52909	代表取締役 古畑英敏	東京都世田谷区代沢４―44―12	〃